

伊丹市 登録地域クラブ活動研修会(第3回)

令和8年3月17日

登録地域クラブ活動研修会(第3回)資料


教育委員会事務局 未来教育プロジェクト 部活動地域展開チーム

中学校部活動の地域展開

書類やマニュアル、運営に必要な情報の取り方

特設サイトに全て格納しています



特設サイトの右上の  をクリック

メニューが開いて「地域クラブ創設サポート」をクリックすると以下の資料がDLできるサイトへ

- 過去の研修動画
- 伊丹市のガイドライン
- 各種マニュアル
- 書式のひな型



特設サイト

<https://itami-club.jp/>

中学校部活動の地域展開 前回(第2回)のおさらい

伊丹市の登録地域クラブのルール

学校見学会・体験会について

4月以降も実施します。再度案内しますので、希望するクラブは申込して下さい

入会等の会員募集スケジュール

4月以降、受付可能な団体については受付を開始して下さい

学校施設使用について

利用調整は「施設利用調整会議」で実施、調整は原則として「学期ごと」
使用前・使用後の点検の徹底、駐車・駐輪について、飲食・禁煙・清掃のルール
活動場所の鍵の取扱、セキュリティシステム、自転車利用について

学校施設の使用については「学校施設使用マニュアル」「標準マニュアル」を参照してください

中学校部活動の地域展開

本日本話すること

- (ア) 書式説明(決算書、保護者からの同意書、要件確認書)
- (イ) 会費のルール
- (ウ) 助成制度
- (エ) ヘルメット着用について
- (オ) スタート時のイメージ
- (カ) 中体連主催大会について

中学校部活動の地域展開

(ア) 書式説明 ～保護者からの同意書・入会届～

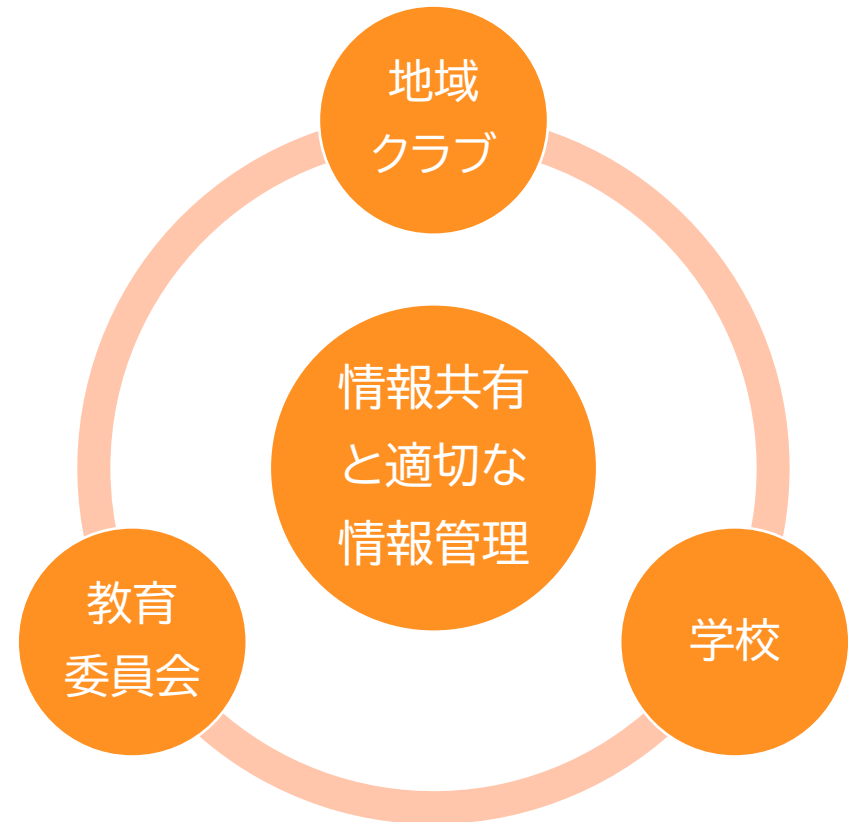
登録地域クラブにおける情報共有

(学校との情報共有)

生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有

(教育委員会との情報共有)

市教委が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと



情報共有に関する同意書は保護者から地域クラブにて提出が必須です

同意書は各地域クラブにて適切に管理して下さい

中学校部活動の地域展開

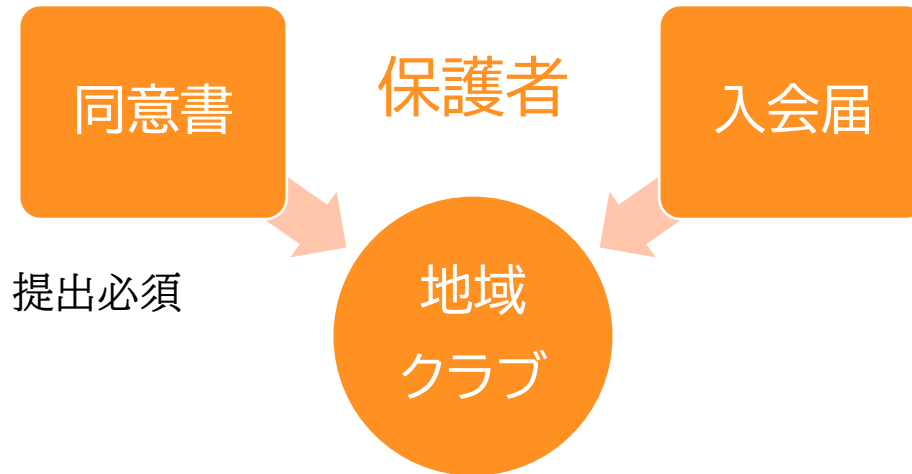
(ア) 書式説明 ～入会届・同意書～

入会届のひな型と収集する情報について

入会の受付は4月から可能です。各地域クラブで入会方法を決めておいてください。

標準マニュアルの巻末資料にある同意書を兼ねた入会届のひな型を市教委で準備していますので、必要に応じて使用して下さい。

特設サイトからもダウンロードすることができます。



入会届は必須ではないが
名簿作成が必要(次頁)

- 様式は任意、各地域クラブの
手続き手法可
- 同意書と合わせたひな型あり、
特設サイトでDL可

保護者から入会届とともに情報共有に関する同意書を提出してもらってください

中学校部活動の地域展開

(ア) 書式説明 ～入会届・同意書～

【参考】名簿の書式

必須事項:★(学校開放関係)○(支援情報関係)
任意項目:◆(スポーツ安全保険を利用する場合は必須)

伊丹市登録地域クラブ 会員名簿														
作成時点												年	月	日
地域クラブID	1048		地域クラブ名	伊丹卓球クラブ			名簿作成者	田代 智一		名簿作成者アドレス	tesuai@dia.ne.jp			
No.	会員(生徒)氏名		4月1日の年齢	住所	所属校		生年月日			保護者				
	フルネーム	フリガナ			区分(選択式)	伊丹市立中学校の場合	伊丹市立中学校以外の場合	西暦年	月	日	性別	保護者名(フルネーム)	保護者緊急連絡先電話番号	保護者メールアドレス
1	藤田 守	フジタ マモル	14	伊丹市南鈴原9丁目2-8-1	伊丹市立中学生	南中学校		2021	10	18	男	藤田 社一	090-1309-1843	fuitasou@finna.co.jp
2	藤田 次	フジタ コウ	10	伊丹市南鈴原9丁目2-8-1	小学生		伊丹市立鈴原小学校	2025	5	3		藤田 社一	090-1309-1843	fuitasou@finna.co.jp
3	南端 謙	ミナミハタ ジョウ	12	伊丹市北伊丹9丁目1-1	伊丹市立中学生	東中学校		2024	3	27	他	南端 洋子	080-2948-0001	koujouchou@ceka.ne.jp
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														

- | | | | |
|----|--------------|-----|---------------|
| 1. | 地域クラブ名★◆○ | 7. | 生年月日○ |
| 2. | 名前(フルネーム)★◆○ | 8. | 保護者名○ |
| 3. | 4月1日の年齢★◆○ | 9. | 保護者緊急連絡先電話番号○ |
| 4. | 住所★ | 10. | 保護者メールアドレス |
| 5. | 氏名フリガナ○ | 11. | 性別◆ |
| 6. | 学校名○ | | |

中学校部活動の地域展開

(ア) 書式説明 ～決算書～

決算書提出の趣旨

- 学校施設は条例により営利目的の使用が禁止されています。地域クラブを含めた全ての使用団体は学校施設で実施する活動が非営利であることを証明する必要があります。
- 地域クラブにおいて公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていることが必要です。

(提出時期)

- 来年の5月末までに市教委に提出
- 監事がいる場合は、決算書に監査を受けたことを示す事項及び署名または押印が必要です

伊丹市登録地域クラブ 収支決算書			
団体名		年度	令和 年度
登録番号		提出日	令和 年 月 日
代表者(役職・氏名)		会計担当者	
監事確認(該当を○)	監事あり・監事なし	月会費	5,000円

※市ガイドライン・標準マニュアル第7章を踏まえ、月会費は月額5,000円以内、年会費・実費は人件費に充てない前提で記入してください。摘要欄には主な内訳・使途・算定根拠を記入してください。

1 収入			
科目	予算額	決算額	摘要(主な内訳・使途・算定根拠)
入会金収入			
年会費収入			
月会費収入			
実費収入			
補助金・委託金等収入			
寄附金・協賛金収入			
その他収入			
収入合計	0	0	

2 支出			
科目	予算額	決算額	摘要(主な内訳・使途・算定根拠)
指導者謝礼			
旅費交通費			
会場使用料			
消耗品費			
用具・備品費			
保険料			
大会参加費			
印刷製本費			
通信運搬費			
会議費			
その他支出			
支出合計	0	0	

3 確認事項			
収支差額(決算)	0	月会費 上限適合確認	適合
剰余金が生じた場合の 次年度繰越額・使途			

4 監査・確認欄	
監事確認事項	監事がいる場合は、決算書を確認のうえ署名又は押印してください。
監事氏名	
確認日	令和 年 月 日

中学校部活動の地域展開

(ア) 書式説明 ～決算書～

決算書で示すべきこと

- 決算書は「営利を主たる目的として活動していないこと」を説明するために、以下の点が説明できるものでなければなりません。

1. 月会費は5,000円以内であること
2. 活動で生じた利益を特定の者、または団体に分配していないこと
3. 保護者から徴収する月会費以外の収入(年会費や実費)の用途が説明できること
4. 指導者謝礼の妥当性が説明できること
5. その他、公正かつ適正な会計処理のために市教委が指定したこと

- 特に、収入から支出を差し引いた額(決算剰余金)は指導者等への分配、謝礼の上乗せなど特定の者のために使われることがないよう、次年度以降の活動の充実に向けた経費に充てて下さい。

伊丹市登録地域クラブ 収支決算書			
団体名		年度	令和 年度
登録番号		提出日	令和 年 月 日
代表者(役職・氏名)		会計担当者	
監事確認(該当を○)	監事あり・監事なし	月会費	5,000円

※市ガイドライン・標準マニュアル第7章を踏まえ、月会費は月額5,000円以内、年会費・実費は人員費以外でなく、前提で記入してください。摘要欄には主な内訳・用途・算定根拠を記入してください。

1 収入			
科目	予算額	決算額	摘要(主な内訳・用途・算定根拠)
入会金収入			
年会費収入			
月会費収入			
実費収入			
補助金・委託金等収入			
寄附金・協賛金収入			
その他収入			
収入合計	0	0	

2 支出			
科目	予算額	決算額	摘要(主な内訳・用途・算定根拠)
指導者謝礼			
旅費交通費			
会場使用料			
消耗品費			
用具・備品費			
保険料			
大会参加費			
印刷製本費			
通信運搬費			
会議費			
その他支出			
支出合計	0	0	

3 確認事項			
収支差額(決算)	0	月会費 上限適合確認	適合
剰余金が生じた場合の 次年度繰越額・用途			

4 監査・確認欄	
監事確認事項	監事がいる場合は、決算書を確認のうえ署名又は押印してください。
監事氏名	
確認日	令和 年 月 日

中学校部活動の地域展開

(ア) 書式説明 ～決算書～

その他決算書作成において気をつけていただきたいこと

(証ひょう書類の保存について)

- 決算書の作成にあたっては収入、及び支出を証明する書類(証ひょう書類)が必要です。会計担当者は証ひょう書類を適切に管理し、市教委の求めがあった場合には提示できるようにする必要があります。

(証ひょう書類の例)

収入:会費徴収一覧表、会費徴収アプリの入金明細など

支出:領収証やレシート、通販サイトの決済画面など

(株式会社や個人事業主の場合)

- 地域クラブ活動以外の事業を実施している場合、「営利を主たる目的として活動していないこと」を示すために、**地域クラブ活動のみを経理した決算書**を作成する必要があります。

中学校部活動の地域展開

(ア) 書式説明 ～要件確認書～

国の「認定地域クラブ」制度と伊丹市の登録地域クラブ活動の関係

- 国のガイドラインの以下の基準を満たす地域クラブは「認定地域クラブ」と呼ばれています。
- 伊丹市の登録地域クラブにおいても国の基準を満たす必要があり、国で定められた手続きが必要となります。

別紙の「要件確認書」へのチェックおよび署名をお願いします。

国の基準(「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省))

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること(選抜等の不実施、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。)
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること。

中学校部活動の地域展開

(イ) 会費のルール

月会費の原則

- 月会費は指導者の人件費やチームの登録費など、会員が等しく負担を分かち合う費用をまかなうためのものです。月会費の上限値は保護者の負担に配慮すると同時に、地域クラブ活動で著しく高額な謝礼の設定を防ぐ趣旨で設けています。人件費の単価については、月会費でまかなえる程度の設定としてください。
- 年会費や実費で指導者の人件費をまかなうことはできません。
- 著しく高額な年会費・実費の設定、また使途が人件費に充てられていることが明らかなケースについては、地域クラブに対して市教委が説明または是正措置を求めることがあります。



中学校部活動の地域展開

(イ) 会費のルール

徴収は7月(8月分)から

- スポーツ活動の場合、7月21日より活動場所が使用できますが、会費の徴収は8月分からです。

次月分前払いの原則

- 月会費は次月分の前払いとしてください。

トラブル防止のための運営規定

- 会費は運営規定等でルール化して下さい。
- 運営規定は欠席、退会、返金などの基本ルールを保護者と共有し、後の行き違いやトラブルを防ぐための大切な文書です。クラブと保護者双方を守る土台になります。

領収証書の発行・支払証明書への署名・押印

- 月謝袋のへの押印やオンライン画面の支払記録登録等も可です。
- 1月頃に保護者から代表者へ伊丹市の書式で支払証明書への署名・押印が求められる場合がありますが、必ず対応をお願いします(後述)



【ご注意】

伊丹市議会にて現在審議中の事項であり、市議会での議決(3/27予定)をもって正式に制度の実施が決定されます。

中学校部活動の地域展開

(ウ) 伊丹市の助成制度

地域クラブ活動を応援するために地域クラブ・参加者双方へ助成制度を創設

1 登録地域クラブ活動参加支援金 (令和8年7月1日施行)

地域クラブ活動の参加に必要な費用の一部を補助することにより、保護者の経済的負担軽減を図り、子どもたちが多様なスポーツ・文化芸術活動に参加する機会を確保します。

対象者

就学援助対象者であり、登録地域クラブ活動に参加する生徒の保護者

補助対象
経費

参加する地域クラブの月会費

補助対象
期間

地域クラブの入会していた期間

補助金額
(上限)

月額5,000円

2 登録地域クラブ活動 スタートアップ支援補助金 (令和8年4月1日施行)

登録地域クラブの活動初期において、物品の調達や指導者の研修に関する費用等スタートアップに必要な費用の一部を補助し、多様な実施主体が地域クラブ活動に参画することを促進します。

対象者

登録地域クラブ

補助対象
経費

- ① 活動に必要な物品の調達に係る費用
 - ② 指導者の育成・研修に必要な費用
 - ③ 安全な活動の実現に必要な費用
 - ④ 活動開始後の運営に必要な費用
- ※旅費及び飲食費を除く

補助金額
(上限)

令和8年度
対象経費の75% 上限150,000円

3 登録地域クラブヘルメット 購入助成補助金 (令和8年4月1日施行)

地域クラブへの参加の際に、移動手段として自転車の利用が見込まれます。ヘルメット購入費用の一部を補助し、自転車用ヘルメット着用の促進と交通事故時の被害軽減を図ります

対象者

伊丹市内在住及び伊丹市立中学校に在籍し、登録地域クラブに参加する者の保護者

補助対象
経費

自転車用ヘルメット購入費用

※新品かつ安全認証マーク等のついたものに限る

補助金額
(上限)

4,000円

中学校部活動の地域展開

(ウ) 伊丹市の助成制度

【ご注意】

伊丹市議会にて現在審議中の事項であり、市議会での議決(3/27予定)をもって正式に制度の実施が決定されます。

1

登録地域クラブ活動参加費用支援金

対象者

就学援助対象者であり、登録地域クラブ活動に参加する生徒の保護者

伊丹市
教育委員会



家庭
(就学援助対象者)

月会費に対して助成

就学援助対象者とは？

所得が一定額を下回るため、伊丹市から学習教材、制服などに必要な出費の助成を受けている生徒のこと

申請方法

保護者がオンラインで市教委に申請

↑ 登録地域クラブの月会費の支払を証明する書類等が必要

1月頃に保護者から代表者へ伊丹市の書式で支払証明書への署名・押印が求められる場合がありますが、必ず対応をお願いします

中学校部活動の地域展開

(ウ) 伊丹市の助成制度

【ご注意】

伊丹市議会にて現在審議中の事項であり、市議会での議決(3/27予定)をもって正式に制度の実施が決定されます。

2

登録地域クラブ活動スタートアップ支援補助金

対象者

登録地域クラブであれば申請により助成を受けることができます

伊丹市
教育委員会



登録地域
クラブ

- ① 活動に必要となる物品の調達に係る費用
 - ② 指導者の育成・研修に必要な費用
 - ③ 安全な活動の実現に必要な費用
 - ④ 活動開始後の運営に必要な費用
- ※旅費及び飲食費を除く

申請方法

代表者がオンライン
で市教委に申請

添付書類

- ①登録通知書
- ②領収書等支払いを証するもの

スケジュール

申請受付期間	申請〆切	交付日
令和8年8月1日～8月末日	8月末日	令和8年10月10日
令和8年9月1日～11月末日	11月末日	令和9年1月10日
令和8年12月1日～令和9年2月末日	2月末日	令和9年4月10日

中学校部活動の地域展開

(ウ) 伊丹市の助成制度

【ご注意】

伊丹市議会にて現在審議中の事項であり、市議会での議決(3/27予定)をもって正式に制度の実施が決定されます。

2

登録地域クラブ活動スタートアップ支援補助金

令和8年度

補助金額の上限	対象経費の4分の3 上限150,000円
経費算入の対象期間	令和8年4月1日 ～令和9年2月28日
申請受付期間	令和8年8月1日 ～令和9年2月28日

令和9年3月1日以降に申請されると、
補助金額が変わりますのでご注意ください。

補助対象経費の例

対象となるもの(例)

- ・保険料
- ・ボール購入費
- ・ユニフォーム代
- ・事務用品購入費
- ・指導者の謝礼
など

対象外となるもの(例)

- ・指導者、参加者の交通費
- ・ガソリン代
- ・駐車場代
- ・お弁当購入費
- ・会議時のお茶代
など

計算例 ①

経費合計:120,000円

【領収証の内訳】
ボール代 10,000円
ユニフォーム代 100,000円
資格取得代 10,000円

×0.75 =

助成額
90,000円

地域クラブは30,000円負担

1計算例

経費合計:240,000円 ×0.75 = 180,000円で

150,000円を超えるので

助成額150,000円

地域クラブは80,000円負担

中学校部活動の地域展開

(ウ) 伊丹市の助成制度

【ご注意】

伊丹市議会にて現在審議中の事項であり、市議会での議決(3/27予定)をもって正式に制度の実施が決定されます。

3

登録地域クラブヘルメット購入助成補助金

対象者

登録地域クラブ活動に参加する生徒の保護者

伊丹市
教育委員会



全ての家庭

ヘルメット購入費用
に対して助成

申請方法

保護者がオンラインで市教委に申請

着用指導は必須

本市の登録地域クラブでは、生徒の自転車移動時における安全確保を目的に、地域クラブの指導者等による指導を必須にしています。

全ての登録クラブにおいてヘルメットの着用指導を徹底して下さい
また、所持していない生徒については家庭に対して助成制度を案内して下さい。

中学校部活動の地域展開

(工) ヘルメット着用指導

主なルール

- 伊丹市では自転車通学が原則として禁止されています。そのため、活動場所の中学校までの移動に自転車を利用する場合は、一度帰宅することが必要です。
- 生徒等が学校敷地内で自転車に乗車しないよう指導するようにしてください。

ヘルメット着用指導の徹底

- 伊丹市では、転倒や接触事故のリスクが高い自転車を利用する生徒に対して、**ヘルメットの着用は安全確保の観点から必須**と考えています。
- 生徒に対するヘルメット着用の指導を行うことを指導者に周知し、活動の前後において駐輪スペースでの着用の声かけや確認を行うようにしてください。取り締まりを目的とするものではなく、あくまで生徒の命を守るための基本的な安全配慮として、地域クラブ内で共通認識を持っていただきたいと考えています。
- **全ての指導者へ伊丹市のヘルメット着用に関する考え方を確実に周知して下さい。**活動開始前の集合時や帰宅前の確認など、ヘルメットの着用指導を日常の運営の中に組み込み、地域クラブとして統一した対応が継続される体制づくりをお願いします。
- なお、今後、地域クラブにおけるヘルメット着用に関する指導状況について調査等を予定しております。

中学校部活動の地域展開

(オ) 活動のスタートについて

地域クラブ活動が開始できる日

- (スポーツ活動)原則、7月21日、(文化芸術活動)本格実施は12月1日より

↑ 学校部活動の状況により早期に開始できる場合は別途、お知らせ

夏休みの活動保険加入必須

- スポーツ活動については夏休み期間から地域クラブ活動は可能ですが、保険加入を完了させてください。
- 巡回指導により、夏休みの活動を実施している団体については保険の加入状況についてヒアリングします。

活動時間は学期に準じる

- 夏休みであっても、活動時間は学期と同じです。平日の昼間等に学校施設を使用することはできません。
- 8月11日から15日は学校閉庁日となります、地域クラブ活動は実施できません。

工事について

- 照明施設、駐輪スペース整備などは夏休み中の工事を予定しています。工事等により地域クラブ活動が実施できなくなることがあります。代替の練習場所の確保や補償については市教委はいたしかねます。

中学校部活動の地域展開

(カ) 中体連主催大会への参加(スポーツ活動のみ)

特例申請(R8年度新人大会)について

- 伊丹市における登録地域クラブは兵庫県中学校体育連盟(県中体連)が定める審査を経て「認定地域クラブ活動」として中体連主催大会の出場申請をすることができます。
- 申請に当たっては別添資料「令和8年度 兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について」(このページで「特例」と言います。)の条件、その他関係規程を満たす必要があります。
- 申請を希望する登録地域クラブは以下のサイトから条件に適合しているかについて確認をお願いします。
(県中体連 公式サイト) <https://www.hyogo-sports.jp/federation/>

市教委による一括申請

- 登録地域クラブについては8月末までに市教委で一括して特例申請を行います。
- 提出書類は以下の通りです。8月20日までに市教委まで提出をお願いします。
 - 確認書【後日、市教委より送付】
 - 「令和8年度兵庫県中学校体育連盟大会参加申請書」(様式1~4)【県中体連公式サイトでDL】
 - その他県中体連が指定する添付書類【競技ごとに異なります、県中体連公式サイトで必ず確認】
- 指導者研修、規約作成、要件確認書提出、他登録地域クラブの手続きが全て完了した団体のみ受付します。
- 申請が却下された場合について、市教委は一切の責任を負いません。

中学校部活動の地域展開 作業スケジュール

- (1) → 資料1に記載
(2) → この資料に記載

市教委への手続き

3月31日	【(1)】	e-Learning研修受講申請書の提出
4月20日	【(1)】	規約・運営規定の作成・提出
5月18日	【(1)】	誓約書の提出
	【(2)-ア】	要件確認書提出
8月 1日	【(2)-ウ】	スタートアップ補助金 1次 受付開始
8月31日	【(2)-ウ】	スタートアップ補助金 1次 受付〆切(2次:11月末、3次:2月末)
8月20日	【(2)-ア】	会員名簿提出(スポーツ1次)
	【(2)-キ】	中体連関係書類提出
11月20日(予定)	【(2)-ア】	会員名簿提出(スポーツ2次、文化芸術)
翌年5月末	【(2)-ア】	決算書の提出

保護者との手続き

(入会手続き時) 【(2)-ア】情報共有に関する同意書、入会届等を提出してもらう

中学校部活動の地域展開 今後のスケジュール

- 4月～ 入会受付が可能
- 5月～ 指導者研修(オンライン)
- 6月～ (スポーツ活動)活動場所の鍵の受け渡し
- 7月21日以降 (スポーツ活動)先行実施

→ 9月 本格実施

※ 工事のため、9月まで一部の学校でグラウンド使用不可(工事に日程については後日お知らせ)

- 10月 (文化芸術活動)活動場所の鍵の受け渡し
- 11月頃 (文化芸術活動)先行実施

→ 12月 本格実施

中学校部活動の地域展開 研修計画

全5回の開催を予定

第1回——1月10日・18日——登録地域クラブのルールと手続き、活動開始までのスケジュール

第2回——2月7日(土)——地域クラブの運営に必要な書類作成、学校訪問
運営体制の整備、保険の加入、会費徴収システムのご紹介

第3回【本日】3月17日(火) 入会手続き、指導者登録と研修システムの操作説明
18～20時 総合教育センター 規約の作成、中体連特例申請、決算書の作成

第4回 5月18日(月) 活動場所の鍵の取扱、学校使用ルールの確認
18～20時 総合教育センター 施設利用調整の進め方

第5回 6月20日(土) 会費徴収時の注意事項、学校開故事業書類の作成方法
10～12時 伊丹市役所(予定) 施設利用調整の進め方、学校施設の工事

※ 実際に施設の利用調整について地域クラブ間で打合せを行いますので、原則対面での参加をお願いします。